

○越谷市防災会議運営規程

昭和 49 年 3 月 26 日

防災会議告示第 1 号

改正 昭和 55 年 1 月 22 日防災会議告示第 1 号

昭和 56 年 3 月 31 日防災会議告示第 1 号

平成 3 年 10 月 1 日防災会議告示第 2 号

平成 18 年 2 月 24 日防災会議告示第 1 号

平成 28 年 3 月 23 日防災会議告示第 1 号

(目的)

第 1 条 この規程は、越谷市防災会議条例（昭和 38 年条例第 19 号）第 5 条の規定に基づき、越谷市防災会議（以下「防災会議」という。）の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会議)

第 2 条 防災会議は、会長が招集する。

2 前項の招集は、委員に対して招集の日時、場所、会期及び議案を告知するものとする。

3 防災会議の議長は、会長があたる。

4 防災会議は、過半数の委員が出席しなければ開くことができない。

5 防災会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第 3 条 専門委員は、防災会議に出席し、意見を述べることができる。

(会長の専決処分)

第 4 条 会長は、緊急その他やむを得ない理由により防災会議を招集することができないときは、防災会議の権限に属する事務を専決処分することができる。

2 前項の規定により、専決処分したときは、会長は、次の防災会議にこ

れを報告し、承認を求めなければならない。

(庶務)

第5条 防災会議の庶務は、市民協働部危機管理課において処理する。

(公表等の方法)

第6条 地域防災計画を作成し、又は修正した場合の公表その他防災会議が行う公表は、越谷市公告式条例(昭和47年条例第6号)の例による。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

附 則(昭和55年防災会議告示第1号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(昭和56年防災会議告示第1号)

この告示は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(平成3年防災会議告示第2号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年防災会議告示第1号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成28年防災会議告示第1号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。